

Client Alert

2020年9月号 (Vol.81)

1. はじめに
2. 知的財産法：経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂版を公表
3. 競争法／独禁法：公取委、新しい課徴金制度の運用に関する規則等の成案を公表
4. エネルギー・インフラ：認定失効制度の詳細設計に関する続報
5. 労働法：労働者災害補償保険法改正及び施行に際しての留意点
6. 会社法：会社法施行規則等の改正に関するパブコメ募集開始
7. 危機管理①：米国輸出管理規則（EAR）におけるファーウェイ（華為）等を対象とする直接製品規則の再強化及び Entity List の見直し
8. 危機管理②：公益通報者保護法の一部を改正する法律に関する Q&A（改正法Q&A）の公表
9. 一般民事・債権管理：電子契約システムを用いた定期建物賃貸借契約書面の作成に関する実証計画の認定
10. M&A：事業承継型 M&A とファミリーガバナンス
11. ファイナンス・ディスクロージャー：証券取引等監視委員会による「開示検査事例集」の公表
12. 税務：国税庁による「グループ通算制度に関する Q&A」の改訂
13. 中国・アジア（ベトナム）：投資法の改正
14. 新興国（ロシア）：ロシアへの制裁に関連する排他的管轄権の導入
15. 国際訴訟・仲裁：ロンドン国際仲裁裁判所（LCIA）が仲裁規則の改正を公表

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2020年9月号 (Vol.81) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂版を公表

経済産業省は、2020年8月28日、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂版を公表しました。

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」は、電子商取引や情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法を始めとする関係する法律がどのように適用される

Client Alert

かを明らかにして、取引当事者の予測可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的として2002年3月に策定され、随時改訂がなされてきましたが、本改訂版では、①民法（債権法）改正に伴う所要の見直し及び②設問の新設等がなされています。

具体的には、①民法（債権法）改正に伴う所要の見直しとして、意思表示の効力発生時期、錯誤、定型約款、売主の担保責任、原状回復義務の各観点からの見直しが図られました。特に、民法改正により新設された定型約款に関しては、ウェブサイトの利用規約の定型約款該当性（I-2-1）、事業者間契約と定型約款（I-2-2）、定型約款の規定が適用されない利用規約の契約への組入れと契約締結後の規約変更（I-2-3）の観点から議論が整理されています。

また、②設問の新設等としては、インターネット上の国境を越えた著作権侵害（IV-5）が新規設問として追加されたほか、インターネット・オークション等の売買契約の成立時期（I-8-3）に設問対象としてオンラインフリーマーケットサービスの追加等も見直しもなされています。

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」は、電子商取引及び情報財取引等に関する指針となるものですので、これらのビジネスを展開する事業者は、本改訂版についてもその内容を留意しておくべきと言えます。

<参考資料>

電子商取引及び情報財取引等に関する準則（令和2年8月）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200828001/20200828001-1.pdf>

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ atsushi.okada@mhm-global.com

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ susumu.sasaki@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：公取委、新しい課徴金制度の運用に関する規則等の成案を公表

公正取引委員会（「公取委」）は、2020年8月28日、昨年制定された課徴金制度の見直し等を内容とする令和元年独占禁止法改正法（「改正法」）（改正法については、[本レター第64号](#)をご参照ください。）の施行に伴い必要となる関係政令等のうち、以下①～⑤についてのパブリックコメントの結果とそれを踏まえた成案¹を公表しました。

¹ ①「課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則」及び②「調査協力減算制度の運用指針」は、原案から一部変更されましたが、いずれもマイナーなものです。

Client Alert

- ・ 課徴金減免申請者が申請後に公取委に協力した度合いに応じて課徴金の減額を行う「調査協力減算制度」の運用等を定めた①「課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則」²及び②「調査協力減算制度の運用指針」
- ・ 課徴金の算定の基礎・方法等を定めた③「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令」の一部改正
- ・ 改正法施行に伴い必要となる経過措置を定めた④改正法の施行に伴う経過措置に関する政令
- ・ 事業者が公取委の求めに応じず課徴金の算定の基礎となるべき事実の報告等を行わない場合に、課徴金の算定基礎となる売上額等を推計する方法を定めた⑤「公正取引委員会の審査に関する規則」の一部改正

これらのうち、①「課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則」及び②「調査協力減算制度の運用指針」に関しては、[本レター第 77 号](#)でその概要をお知らせしましたが、今回公表されたパブリックコメントへの回答で改正法下における課徴金減免制度及び調査協力減算制度の運用実務がより明らかとなっており、その中でも重要なものとして以下のようなものがあります。

- ・ 課徴金減免申請の順位等の判定について、改正法により申請方法がファックスから電子メールへと変更されたことに伴い、課徴金減免申請は、申請書類を添付した電子メールが公取委のサーバに記録された時点で提出があったものとみなされます。データ量等の関係で添付ファイルを分割した場合やパスワードを設定した場合等において、申請に係る電子メールが複数送信された場合には、そのすべての電子メールが公取委のサーバに記録された時点で提出があったものとみなされます。電子メール以外の提出方法は認められておらず、公取委は、メール送信の際には課徴金減免管理官に対して受信の有無を電話で問い合わせることを推奨しています。
- ・ 調査協力減算制度における減算率について、課徴金減免申請時に把握し得る限りで報告等を行った結果、調査協力減算制度における報告等が相対的に少なくなってしまうと、減算率の評価において不利に働かないかという疑問がありました。この点について公取委は、減算率の評価は、課徴金減免制度・調査協力減算制度の両方を通じて事業者が行った報告等の内容全体を踏まえて行うため、減算率が低くなることはない旨を明らかにしました。
- ・ 調査協力減算制度における減算率の評価の考慮要素（①具体的かつ詳細であるか、②「事件の真相の解明に資する」事項について網羅的か、③当該事業者が提出した資料により裏付けられているか）のうち、②「網羅的」の解釈について、公取委は、事件の真相の解明に資する事項として挙げられた 8 つの事項（違反行為の対象商品・役務、行為態様、参加者、時期、実施状況、その他違反行為に係る事項、課徴金算定基礎額、課徴金算定率）がすべて報告されていることを意味するのではなく、8 つの事項のうち調査対象となった事件の事実認定において必要であり、かつ、報告等を行う事業者が把握し得る事項のすべてについて報告等がされていれば、「網

² パブリックコメント募集時の名称は「課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則」。

Client Alert

羅的」と評価される旨を明らかにしました。

また、公取委は、他の事業者が既に報告している内容と重複する報告であっても、「事件の真相の解明に資する」ものとして評価される旨も明らかにしており、各報告者の個別事情を踏まえて評価を行う姿勢を示唆しています。

以上に加え、今回、改正法（一部施行済み）の施行日を **2020年12月25日**とする政令が定められ、公取委は、上記関係政令等も同日に施行されることを公表しました。

今回の関係政令等の整備により、改正法の施行準備は完了しました。かねてから本レターで紹介してきたとおり、改正法の施行により、独禁法の課徴金制度は抜本的に変更され、課徴金算定の基礎となる売上額・対象期間の見直しや業種別算定率の撤廃等により、課徴金がより高額になりやすい制度となります。カルテル・談合に関しては、従来から、未然防止や問題行為の発見といった平時の対応に加え、問題発見時の対応として課徴金減免制度の活用の重要性が認識されていたところですが、改正法施行後は、調査協力減算制度を含む新しい制度を使いこなすことが一層重要となります。改正法及び関係政令・規則・運用方針を理解することに加え、公取委によるパブリックコメントへの回答も参照し、改正法の施行に備える必要があります。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

アソシエイト 竹腰 沙織

☎ 03-6266-8903

✉ saori.takekoshi@mhm-global.com

アソシエイト 後潟 伸吾

☎ 092-739-8144(福岡)

✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

4. エネルギー・インフラ：認定失効制度の詳細設計に関する続報

2020年8月31日、再生可能エネルギー大量導入・次世代ネットワーク小委員会及び再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の合同会議（「合同会議」）が開催され、先月号³で取り上げた認定失効制度に関し、さらに詳細な議論が行われました。本稿では、かかる議論のうち、今回新たに示された事務局案⁴の内容を中心に、その概要をご紹介します。

(1) 運転開始期限の適用のある案件

事務局案では、運転開始期限の適用がある案件について、(A)改正法施行日後に運転開始期限を迎えるケース（電源種を問わない）、(B)同日時点で運転開始

³ [Client Alert 2020年8月号 \(Vol.80\)](#)

⁴ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/019_03_00.pdf（「事務局資料」）

Client Alert

期限を超過しているケース（2019年3月31日までに認定が取得された太陽光が対象）に分け、概要、以下の制度設計とすることが提案されています⁵。

- 上記(A)のケース

原則	① <u>運転開始期限</u> の1年後までに系統連系工事着工申込 ⁶ が提出されない場合、その時点で認定が失効。②かかる系統連系工事着工申込の提出がなされた場合は、 <u>運転開始期限</u> からさらに運転開始期間に当たる年数 ⁷ が経過した時点までに運転開始されない場合に、その時点で認定が失効。
例外	一定規模以上の案件について、 <u>運転開始期限</u> の1年後までに(i)系統連系工事着工申込の提出及び(ii)開発工事への準備・着手の公的手続による確認がなされた場合は、認定失効リスクを取り除く（失効日＝調達期間の終期とする）。

- 上記(B)のケース

原則	① <u>改正法施行日</u> の1年後までに系統連系工事着工申込が提出されない場合、その時点で認定が失効。②かかる系統連系工事着工申込の提出がなされた場合は、 <u>改正法施行日</u> からさらに運転開始期間に当たる年数が経過した時点までに運転開始されない場合に、その時点で認定が失効。
例外	一定規模以上の案件について、 <u>改正法施行日</u> の1年後までに(i)系統連系工事着工申込の提出及び(ii)開発工事への準備・着手の公的手続による確認がなされた場合は、認定失効リスクを取り除く（失効日＝調達期間の終期以降とする）。

上記のうち、原則②による認定失効については、送配電事業者による系統連系工事の事情により遅れが生じた場合については配慮することが提案されており、具体的な取扱いが注目されます。また、上記(B)の例外については、期限が「改正法施行日の1年後」とされた点や系統連系工事着工申込の提出も必要となった点が前回の事務局案⁸との大きな違いと考えられますが、かかる例外が認められるための要件として具体的にどのような内容が必要とされるのか、注目されます。

⁵ 以下の表は、主に、事務局資料10頁掲載の設計（案）イメージを当職らが文章化したものである。

⁶ 前回の未稼働措置（調達価格等を定める告示2条13項～16項）におけるものと同様の概念と考えられるが、詳細は今後明確化されるものと思料される。

⁷ 太陽光は3年（法アセス対象案件は+2年）、風力・地熱は4年（法アセス対象案件は+4年）、バイオマスは4年、水力は7年（多目的ダム併設型はダム建設の遅れを考慮）であるが、法アセス対象案件「への配慮期間分（太陽光：2年間、風力：4年間、地熱：4年間）は除く」とされている。以下同じ。

⁸ 前回の合同会議の事務局案では、概要、「改正法施行日までに」「開発工事に着手済みであることが公的手続によって確認できた（電気事業法に基づく工事計画届出が不備なく受理されている）」2MW以上の太陽光について、認定失効リスクを取り除くことが提案されていた。

Client Alert

(2) 運転開始期限の適用のない案件

また、事務局案では、運転開始期限の適用のない風力・水力・地熱・バイオマス案件⁹について、以下の取扱いとすることが提案されています。

- 「今回の措置が決定した日」¹⁰を起算点として、運転開始期限を一律に設定。
- その上で、運転開始期限による規律が措置されることを前提に、上記(1)の案件と同様の考え方で認定失効制度を適用。

特に1点目については、これまで運転開始期限の適用のなかった案件に新たに運転開始期限を設定するものであるため、こうした開発段階の案件への影響が懸念されます。

上記はあくまで事務局提案の段階ではありますが、事業者による資金調達の支障となり得る点については、合同会議の了解を得られ次第速やかにパブリックコメント等の次のプロセスに進む旨の事務局の補足説明もあったため、関係事業者においては、直近の動向について引き続き注視していくことが重要となります。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com

アソシエイト 山路 諒

☎ 03-6213-8126

✉ ryo.yamaji@mhm-global.com

5. 労働法：労働者災害補償保険法改正及び施行に際しての留意点

令和2年9月1日、改正労働者災害補償保険法（「新労災保険法」）が施行され、労働者が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（「複数事業労働者」）である場合に、二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡（「複数業務要因災害」）について、保険給付を行うことが定められました（新労災保険法1条）。

1. 本件改正の背景

我が国においては、従来終身雇用を前提に労働者の兼業・副業は禁止されていることが多く、複数事業労働者は珍しいものでした。もっとも、近年の働き方改革や新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの拡大等から、兼業・副業を認める使用者が徐々に増加し、複数事業労働者のセーフティネットを整備する必要性が高まりました。

⁹ 2018年3月31日までに認定が取得された案件。なお、事務局資料19頁では、「太陽光発電については、これまでの未稼働対策の中で、過去認定案件も含め、原則すべての案件に運転開始期限が設定済みである」との説明がなされているが、例えば、前回の未稼働措置の適用除外を受けた既認定の太陽光案件については、運転開始期限による調達期間の短縮も適用除外となっているため（調達価格等を定める告示附則（平成31年3月29日経済産業省告示第73号）第2条）、こうした例外的な案件の取扱いの明確化も期待される。

¹⁰ 事務局資料20頁では「2020年●月●日」と記載されており、2020年中のいずれかの日が想定されているものと見受けられる。

Client Alert

このような問題意識については、内閣総理大臣を議長として、日本の未来の社会像・国家像を構想するために設立された「未来投資会議」においても取り上げられ、加藤勝信厚生労働大臣のもと、新たな働き方に対応した労災保険給付制度が創設・施行されました。

2. 改正の概要

従来の労災保険制度においては、それぞれの勤務先ごとに業務負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価し、これに基づいて労災認定の可否を判断してきました。

これに対して、新労災保険法7条1項2号においては、「複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡に関する保険給付」が定められ、それぞれの勤務先ごとに業務負荷を個別に評価して労災認定できない場合は、すべての勤務先の負荷を総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断することとされました。

(1) 適用される労働者の範囲

新労災保険給付の対象となるためには、傷病等の原因又は要因となる事由が生じた時点において事業主が同一でない二以上の事業に同時に使用されている労働者である必要があります（新労災保険法規則5条）。すなわち、ここでいう労働者は、傷病等が発生した時点において複数事業労働者に該当しない場合であっても、当該傷病等の要因となる出来事と傷病等の因果関係が認められる期間の範囲内で複数事業労働者に当たる場合には制度の対象となり得ます。

(2) 給付内容について

複数事業労働者に関する保険給付に係る給付基礎日額については、複数事業者を使用する事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額を合算することとされています。また、一方の事業場においては、有給制度によって給与が支払われ、もう一方の事業場においては無給休業扱いとなり給与が支払われない場合、無給部分に対応する部分を基礎として給付額を決定するものと定められました（新労災法14条1項）。

(3) 複数業務要因災害の範囲

複数業務要因災害による疾病の範囲は、新労災保険法施行規則18条の3の6により、脳・心臓疾患、精神障害及びその他二以上の事業の業務を要因とすることの明らかな疾病としており、現時点においては、原則として脳・心臓疾患、精神障害が想定されています。

(4) 労働基準法上の災害補償責任との関係

複数業務要因災害に関する保険給付は、それぞれの就業先の業務上の負荷のみでは業務と疾病の間に相当因果関係が認められないことが前提となっているため、複数業務要

Client Alert

因災害が認定されたとしても、いずれの就業先についても労働基準法上の災害補償責任が発生することはないものと考えられています。

以上のとおり、新労災保険法においては、新たに複数事業労働者に対する給付制度が創設され、副業・兼業を認める使用者においては、当該制度に留意しておく必要があります。

パートナー 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhm-global.com
アソシエイト 川井 悠暉
☎ 03-5220-1865
✉ yuki.kawai@mhm-global.com

6. 会社法：会社法施行規則等の改正に関するパブコメ募集開始

2020年9月1日、会社法の改正に伴う会社法施行規則等の改正案が公表され、同年9月30日を期限とするパブリックコメント手続が開始されました。併せて改正会社法の施行日が、一部条文（株主総会資料の電子提供制度に関する改正規定等）を除いて令和3年3月1日を予定していることも明らかとなりました。会社法施行規則の改正案（「改正規則」）の内容は多岐に亘り、かつ、改正法案の国会審議や法制審議会会社法制部会における議論の過程においては明らかとなっていなかった事項も含まれていますが、実務上特に重要な点として、以下の事項が挙げられます。

① 取締役の個人別の報酬等についての決定の方針

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方針として改正会社法の施行日までに取締役会が決定しておくべき具体的事項として、a.業績連動報酬に係る業績指標の内容及び額等の算定方法の決定に関する方針、b.非金銭報酬等の内容及び額等の算定方法の決定に関する方針、c.業績連動報酬等、非金銭報酬等、及びそれ以外の報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針、d.個人別の報酬等の内容に係る決定を代表取締役等に委任（いわゆる再一任）することとする場合は委任者の氏名等が定められました（改正規則98条の5）。

② 株式報酬等に係る株主総会決議による定めの内容

取締役等の報酬等として株式又は新株予約権を交付する際に定款又は株主総会決議で定めるべき事項が、報酬の種類別に明らかにされました（改正規則98条の2～98条の4等）。

③ 株主総会参考書類の記載事項

役員等の選任議案に関する株主総会参考書類について、a.役員候補者との間で補償契約や役員等賠償責任保険契約（施行日後に締結されるものに限る（改正省令附則2条6項））を締結している又は締結の予定がある場合には、それぞれの契約の内容の概要（改

Client Alert

正規則 74 条 1 項 5 号、6 号等) や b. 社外取締役候補者について、選任後に果たすことが期待される役割 (改正規則 74 条 4 項 3 号等。施行日後に末日が到来する最初の事業年度に関する定時株主総会以降適用 (改正省令附則 2 条 7 項)) 等が記載事項とされる等の改正がされました。なお、施行日前に招集手続が開始された株主総会に関する株主総会参考書類の記載については、記載事項の多くが改正前会社法規則によるものとされています (改正省令附則 2 条 9 項)。

④ 事業報告の記載事項の拡充

取締役等の報酬等の総額について、a. 業績連動報酬、非金銭報酬及びそれ以外の報酬等の種類ごとの総額 (改正規則 121 条 4 号)、b. 業績連動報酬の額等の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び業績指標を選定した理由等 (改正規則 121 条 5 号の 2)、c. 取締役会が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を代表取締役等に再一任している場合にはその委任を受けた者の氏名等や委任された権限の内容等 (改正規則 121 条 6 号の 3)、等を事業報告の記載事項とするものとされました。

今回の会社法施行規則等の改正案は、上記の他にも株式交付や株主総会資料の電子提供制度に係る規定の新設等を含み、多岐に亘ります。上記各改正点のうち、株主総会参考書類の記載事項は、施行日以降に招集手続が開始される株主総会ではその大部分について改正後の会社法施行規則による必要があり、また事業報告の記載事項の拡充についても、一部例外 (社外取締役を置くことが相当でない理由の記載 (改正前規則 124 条 2 項) の削除等) を除いて経過措置が定められていません。そのため、6 月に定時総会を予定している各社は、2021 年 6 月の定時総会から改正後の会社法施行規則を前提に株主総会参考書類及び事業報告を作成する必要があるため、注意が必要です。

<参考資料>

会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080224&Mode=0>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

Client Alert

7. 危機管理①：米国輸出管理規則（EAR）におけるファーウェイ（華為）等を対象とする直接製品規則の再強化及び Entity List の見直し

2020年8月17日、米国商務省産業安全保障局（The Bureau of Industry and Security、「BIS」）は、EAR について、ファーウェイ及び関連法人（「ファーウェイ等」）を対象とする直接製品規則を大幅に強化するとともに、38の関連法人を Entity List に追加する等の改正（「本改正」）を行いました。本改正は即日施行されており、日本企業にも重大な影響を及ぼしています。

ファーウェイ等については、BIS は、2019年5月及び8月に、ファーウェイ及び114の関連法人を Entity List に追加し、これら企業への EAR 規制対象品目の輸出・再輸出等を原則不許可としていました。また、BIS は、2020年5月、直接製品規則を改正（「前回改正」）し、特定の ECCN に該当する米国の技術又はソフトウェアを用いて米国外で製造された直接製品についても、ファーウェイ等向けの認識（knowledge）がある場合には、許可（license）を得たり、許可例外（license exception）に当たったりしなければ輸出・再輸出等を行うことができない旨の条項を新たに追加していました。

本改正においては、前回改正においては一部認められていた例外や要件についても、その例外を廃止したり要件を拡大する等して大幅な強化が図られています。例えば、ファーウェイ等向けの取引であるとの認識（knowledge）があるとの要件も拡大され、広く「認識」が認められることとなり、また、規制対象品目の要件の一部において、従前は米国原産に限られていた部分が EAR 対象の米国外原産品も含まれることになる等、広く変更されています。これらの変更により規制対象となる品目は飛躍的に拡大しています。また、これまでは一部のファーウェイ等との取引においては「暫定包括許可」（Temporary General License）が認められてきましたが、これも本改正において失効し、認められなくなりました。

なお、本改正により新たに規制対象となった直接製品のうち、一定のものは猶予期間が認められており、本年8月17日までに出荷手続に入っていたものや、本年8月17日までに製造が開始されたもので本年9月14日までに輸出・再輸出等がされるもの等は、一定の場合において適用が免除されます。

EAR に違反した場合は、刑事罰の対象となり得るほか、取引禁止顧客（Denied Persons）に指定されれば、実質的に海外に関連する取引の多くから締め出される等、海外取引全般について大きな影響を及ぼす可能性があります。本改正を受けて、日本企業においても、ファーウェイ等が関与する取引の有無や当該取引の対象となる製品の直接製品該当性を精査する等、適切な対応が求められることとなります。

Client Alert

パートナー 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

パートナー 高宮 雄介
☎ 03-6266-8744
✉ yusuke.takamiya@mhm-global.com

アソシエイト 服部 友哉
☎ 03-5293-4879
✉ yuya.hattori@mhm-global.com

8. 危機管理②：公益通報者保護法の一部を改正する法律に関する Q&A (改正法 Q&A) の公表

2020年6月12日に公布された公益通報者保護法の一部を改正する法律（「改正法」）に関し、消費者庁は、同年8月28日、「公益通報者保護法の一部を改正する法律に関する Q&A」（「改正法 Q&A」）を公表しました。今回公表されたものは、2020年8月版であり、Q&A の数は多くはないですが、今後も寄せられた質問に応じ随時更新していくこととされています。

なお、改正法に関する解説は、[CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER 2020年6月号 \(Vol.14\)](#) に掲載しています。

改正法 Q&A で着目すべきポイントとしては、①事業者による公益通報対応業務従事者の設置及び公益通報に適切に対応する体制整備等に係る義務の内容(Q2-1)、②グループ企業における、かかる義務の対応方法(Q2-2)並びに、③義務化の基準となる「常時使用する労働者」の意義(Q2-3)に関する点が挙げられます。

①のうち、公益通報対応業務従事者を定める義務の内容としては、個別に担当者を指定することの他、内部規程において対応する役職に従事する者を定めること等の対応が示されています。また、体制整備等に係る義務については、通報受付窓口の設定、社内調査・是正措置、公益通報を理由とした不利益取扱いの禁止や公益通報者に関する情報漏えいの防止措置等に関し、内部規程を策定、運用することが挙げられています。

②に関しては、原則的に、グループ会社においても、グループ全体ではなく関係会社ごとに体制整備等に係る義務を果たす必要があることが述べられています。もっとも、実務上、子会社の従業員が行う通報の窓口を親会社としている場合も想定されるところ、子会社がその内規においてその旨を定めた上で親会社に通報の窓口を委託し、従業員に周知している場合等には、子会社として上記義務を果たしたと評価し得るとしています。

③に関しては、常時使用する労働者の数が301人以上の事業者が対象となるところ、「常時使用する労働者」とは、常態として使用する労働者を指し、役員は含まれないが、パートタイマーであっても繁忙期のみ一時的に雇い入れるような場合を除いて含まれることが明確にされています。

改正法 Q&A によれば、改正法の施行は2022年4月頃を予定していることを踏まえ、2021年には改正法に係る指針及び各種ガイドラインが策定される予定となっています。

Client Alert

かかる指針等により、上記①及び②の点に関してより具体的な考え方や基準が示されることとなります。

今回の改正法により、事業者にとって対応が必要となる義務が新たに定められることになるため、上記スケジュールは事業者にとって十分な準備期間を確保するという観点から考慮していることが窺えます。事業者においては、今後の改正法 Q&A の更新に加え、上記指針等の策定に係る動向についても注視した上で、順次体制整備等に着手する必要があります。

パートナー 藤津 康彦
☎ 03-6212-8326
✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com
アソシエイト 竹市 涼
☎ 03-5223-7795
✉ ryo.takeichi@mhm-global.com

9. 一般民事・債権管理：電子契約システムを用いた定期建物賃貸借契約書面の作成に関する実証計画の認定

2020年8月6日、「新技術等実証制度」（規制のサンドボックス制度）の経済産業省第9号認定案件として、「電子契約システムを用いたマンション事業に係る定期借家契約書面の作成に関する実証」に関する新技術等実証計画（「本実証計画」）が認定されました。

新技術等実証制度とは、生産性向上特別措置法（平成30年6月6日施行）に基づいて、新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進することを目的として、既存の規制の適用を受けることなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進する制度です。

本実証計画は、借地借家法38条1項及び2項において、書面による契約が必要とされている定期建物賃貸借契約（「定借契約」）を、電子的な手段を用いて作成し印刷した書面を用いて行った場合でも、借借人が契約内容を十分に理解して、同法により保護される借借人の利益が損なわれることがないかを実証するものです。

具体的には、マンション事業者があらかじめ送付した事前説明書に基づきテレビ会議等のITを活用して入居者に対する事前説明を行った上で、契約データの作成並びに契約当事者双方の同データへの署名を電子契約システムを活用して行い、同データを2部印刷して書面化し、そのうちの1部を入居者に送付して、当該契約書面が入居者の下に到達した時点で、書面による定借契約が成立したものと考えます。

「規制のサンドボックス制度」において、借地借家法分野における電子契約システムの活用についての実証計画が認定されるのは、これが初めてとなります。

Client Alert

新型コロナウイルス感染症の蔓延等により、非対面の遠隔（リモート）で契約手続を完了させるニーズは、事業者と顧客の双方において高まっています。本実証計画はマンション事業に係る定借契約という限定された分野を対象とするものですが、借地借家法の分野に限らず、IT活用により事前説明等や契約書作成手続が完結するサービスの普及・促進、契約書面の電子化等に繋がり得るものであり、実証の結果も踏まえた今後の動向が注目されます。

パートナー 川端 健太
☎ 03-6266-8743
✉ kenta.kawabata@mhm-global.com
アソシエイト 南田 航太郎
☎ 03-5223-7758
✉ kotaro.minamida@mhm-global.com

10. M&A：事業承継型 M&A とファミリーガバナンス

ファミリーガバナンス（家族内統治）の仕組みを導入する創業家一族が増えています。近時のファミリーガバナンスは、家訓等を抽象的に定めるというよりは、創業家一族内のルールを法的に規律しようとするものが中心となっており、自社株その他の財産を、信託を活用して一つの器に集約するケースも無数に存在します。

一般的には、親族内承継の場面で導入されている例が多いと言えますが、事業承継型 M&A の場面においても、創業家一族がファミリーガバナンスを活用し、以下のようなニーズを満たそうとする動きがあります。

- ① 創業家一族が受け取った売却代金をまとめてプールし、より有利な条件で資産の運用・投資を行う（金融面）
- ② 会社売却後も、創業家一族内の円滑な人的関係を維持し、レピュテーションを保つ（非金融面）
- ③ 分散している創業家一族の株式を一つに束ねることにより、買主と折衝するための窓口を一つに集約する（M&A の側面）

ファミリーガバナンスは、M&A に反対する創業家メンバーを説得する材料にもなりえます。M&A の買主が、売主である創業家一族に対して、あえてファミリーガバナンスを提案し、ディール成立の確度を上げることも考えられるところです。

<参考資料>

PE ファンドを主な買主として想定しつつ、上記の点について解説した当事務所の Wealth Management Newsletter

<http://www.mhmjapan.com/ja/newsletters/wealth-management-nl/19.html>

（注：現在非公開となっているため、閲覧を希望される方は、直接当職までお問い合わせください）

Client Alert

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

11. ファイナンス・ディスクロージャー：証券取引等監視委員会による「開示検査事例集」の公表

証券取引等監視委員会は、2020年8月7日、「開示検査事例集」を公表しました。同委員会は、有価証券報告書の虚偽記載等をはじめとする上場会社による開示規制違反を早期に発見するとともに、再発防止や未然防止のため、金融商品取引法の規定に基づいて開示検査を実施しています。本事例集は、かかる開示検査によって判明した開示規制違反の内容やその背景・原因について事例ごとに紹介するものです。

証券取引等監視委員会は、令和元事務年度（2019年7月～2020年7月）において、開示検査が終了した14件のうち、開示書類における重要な事項についての虚偽記載等が認められた8件について課徴金納付命令勧告を行いました。個別の事案の記載については紙幅の関係で割愛しますが、令和元事務年度における課徴金納付命令勧告事案の特徴としては、上記8件のうち、2件について、非財務情報の虚偽記載を対象とした初めての課徴金納付命令勧告となった点が挙げられます。

非財務情報の虚偽記載の事案のうち、1件は、「コーポレート・ガバナンスの状況」として、企業統治の体制、内部統制システムの整備状況、内部監査・監査役監査・会計監査の相互連携等に関して、実態と異なる記載を行っていたもの、もう1件は、「役員報酬等」に関して、連結報酬等の総額が1億円以上である役員ごとの報酬額について虚偽の記載を行い、また、それらの役員を含む役員区分ごとの報酬等の総額等についても虚偽の記載を行っていたものです。これらの事案の詳細については、以下の証券取引等監視委員会のウェブサイトをご参照ください。

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2019/2019/20191206-4.html

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2019/2019/20191210-2.html

上場会社においては、有価証券報告書における非財務情報の充実が図られる中で、開示規制違反等の企業不祥事を防止するために、取締役会において、自社のガバナンスが形式だけでなく実質を伴ったものになっているか、適切な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているか等について、改めて検討した上で、監査役・監査委員において、独立した立場から取締役等の業務の執行をチェックするという本来の役割を果たしていくことが望まれます。

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com
アソシエイト 田村 哲也
☎ 03-6213-8114
✉ tetsuya.tamura@mhm-global.com

Client Alert

12. 税務：国税庁による「グループ通算制度に関する Q&A」の改訂

国税庁は、2020年8月21日、「グループ通算制度に関する Q&A」（「本 Q&A」）を改訂しました。これまで公表されていた本 Q&A は、グループ通算制度について定める法律（同年3月31日公布）のみに基づくものでしたが、今般の改訂により、グループ通算制度について定める政令（同年6月26日公布）及び省令（同年6月30日公布）の内容が反映されました。改訂内容は多岐に亘りますが、実務上関心が高い①投資簿価修正及び②支払利子控除計算について、以下のような内容が含まれております。

①グループ通算制度においては、一定の通算子法人が通算グループから離脱する場合、その通算子法人の株式の帳簿価額をその通算子法人の簿価純資産価額に相当する金額に修正することとされています（本 Q&A 問 51）。すなわち、通算子法人が通算グループから離脱する際に通算子法人に係る買収プレミアムが考慮されないことから、当該通算子法人の株主である通算法人において、買収プレミアム相当額を通算子法人株式の譲渡原価に算入できず、連結納税制度に比べ、譲渡益の過大計上や譲渡損の過少計上につながるおそれがあります。

②関連法人等に係る受取配当等の益金不算入額は、(i)内国法人が受ける関連法人株式等に係る配当等の額から、(ii)内国法人が受ける関連法人株式等に係る配当等の額の4%に相当する金額（その事業年度において支払う負債利子の額の10%相当額を上限とします。）を控除することにより算出されます。もっとも、(ii)において、その事業年度において支払う負債利子の額の10%相当額を上限として用いるかは企業側で選択可能であることが政令により明確化されたため（本 Q&A 問 53）、当該金額を用いる方が税務上有利であっても、当該金額を算出する事務的負担を考慮し、あえてこれを選択しないことも可能となりました。

なお、グループ通算制度の概要については、[TAX LAW NEWSLETTER 2020年1月号 \(Vol.37\)](#) をご参照ください。

<参考資料>

グループ通算制度に関する Q&A（令和2年6月）（令和2年8月改訂）

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/group_faq/pdf/0020004-041.pdf

TAX LAW NEWSLETTER2020年1月号（Vol.37）

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00041199/20200130-021206.pdf>

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 原田 昂

☎ 03-6266-8512

✉ takashi.harada@mhm-global.com

Client Alert

13. 中国・アジア（ベトナム）：投資法の改正

ベトナムでは、外資規制について定める投資法（Law No.67/2014/QH13：「現行投資法」）の改正法である新投資法（Law No.61/2020/QH14：「新投資法」）が2020年6月に制定されており、2021年1月1日より施行されます。改正の内容は多岐に亘りますが、特に重要と思われる内容についてご紹介いたします。

(1) 外資参入制限事業分野について政府のリスト作成義務

新投資法では、政府に対し、外国投資家の参入が禁止される事業分野及び条件付きで外国投資家の参入が認められる事業分野について、外資出資比率、投資形態及びその範囲等を定めたリストの作成義務を課す規定が新設されました。どのようなリストが作成されるかは今後制定される政令等を待つ必要がありますが、外資規制についてWTOコミットメントや国際協定を個別に参照しなければならない現状と比べ、より明確に外資規制の有無・内容を判断できるようになることが期待されます。

(2) 外資規制が適用されるベトナム法人の範囲

現行投資法上、下記表の基準に該当するベトナム法人（「みなし外国投資家」）は、他のベトナム法人の設立・出資等の場面において外資規制が適用されます。新投資法では、当該基準における出資比率が「51%以上」から「50%超」に引き下げられ、外資規制の適用対象となるベトナム法人の範囲が拡大されます。

現行投資法	新投資法
以下のいずれかに該当するベトナム法人 (a) 外国投資家の出資比率 51%以上 (b) 上記(a)の外国投資企業の出資比率 51%以上 (c) 外国投資家及び上記(a)の外国投資企業の出資比率 51%以上	以下のいずれかに該当するベトナム法人 (a) 外国投資家の出資比率 50%超 (b) 上記(a)の外国投資企業の出資比率 50%超 (c) 外国投資家及び上記(a)の外国投資企業の出資比率 50%超

(3) M&A承認が要求される要件の変更

現行投資法上、外国投資家又はみなし外国投資家がベトナム法人（「対象会社」）に関するM&A取引（出資又は株式／持分の譲受け）を行う場合、一定の要件に該当する場合には、取引実行前に計画投資局よりM&A取引について承認を取得する必要があるところ、新投資法においては、M&A承認が必要となる要件が以下のとおり変更されます。

現行投資法	新投資法
(a) 対象会社が条件付投資分野に属する事業を行っている場合 (b) M&A取引の結果、外国投	(a) 対象会社が条件付投資分野に属する事業を行っている場合で、M&A取引の結果、外国投資家の出資比率が増加する場合 (b) M&A取引の結果、外国投資家等の出資比率が50%

Client Alert

資家等の出資比率が 51% 未満から 51%以上となる 場合又は 51%から 51%超 となる場合	未満若しくは 50%から 50%超となる場合又は 50% 超からさらに増加する場合 (c) 対象会社が国防・国家安全に影響する地域の土地使 用権証書を保有している場合
--	--

上記の他、新投資法は、投資禁止分野・条件付投資分野の変更、首相、国会又は人民委員会の事前承認が必要となる対象プロジェクトの変更、創造的なスタートアップ中小企業の設立等における投資登録証明書（IRC）取得の免除等、様々な改正内容を含むものであり、今後の投資実務に与える影響は大きいと思われます。なお、新投資法の詳細を定める政令や通達等はまだ制定・公表されていないことから、今後の実務について、これらの規定の整備動向を注視する必要があります。

パートナー 江口 拓哉
 ☎ +84-28-3622-2601（ホーチミン）
 ☎ 06-6377-9402（大阪）
 ✉ takuya.eguchi@mhm-global.com

アソシエイト 西尾 賢司
 ☎ +84-28-3622-2602（ホーチミン）
 ✉ kenji.nishio@mhm-global.com

アソシエイト 川上 愛
 ☎ +84-28-3622-2603（ホーチミン）
 ✉ ai.kawakami@mhm-global.com

14. 新興国（ロシア）：ロシアへの制裁に関連する排他的管轄権の導入

2020年6月8日に成立したロシア連邦法171-FZ号により、ロシア商業訴訟法が改正され、同月19日より施行されました（「本改正法」）。本改正法により、「制裁対象当事者」が関与する一定の紛争について、ロシアの裁判所に排他的に管轄権が付与されることとなります。

本改正法は、「制裁対象当事者」を、外国又は国際的組織等によって制裁が課されたロシアの法人及び個人、並びにロシアの法人又は個人への制裁に関連して制裁が課されたロシア国外の法人と定義しています。そして、制裁対象当事者を当事者とする紛争、及びロシアの企業又は個人に対して課された制裁に起因する紛争について、仲裁合意若しくは管轄地に関する合意のいずれもない場合、又は仲裁や訴訟の管轄地をロシア国外とする合意があるものの、ロシアへの制裁によって当事者の一方が司法へのアクセスを阻害されていることにより当該合意が執行不能となっている場合には、一部の例外を除いてロシアの裁判所が排他的な管轄権を有し、制裁対象当事者は、①ロシアの裁判所に訴訟を係属させること、及び②外国における訴訟の禁止を命じる差止命令を申し立てることができます。さらに、②の差止命令にもかかわらず当事者がこれに従わない場合に

Client Alert

は、制裁対象当事者は、当該訴訟の請求額に制裁対象当事者が負担した訴訟費用を加えた額を上限として損害賠償を求めることができます。

本改正法においては、「司法へのアクセスの阻害」や「合意の執行不能」の具体的意義等、今後の解釈に委ねられている事項が少なくなく、事業者は本改正法に関する実務の動向等を注視する必要があります。

パートナー 土屋 智弘
☎ 03-5223-7740
✉ tomohiro.tsuchiya@mhm-global.com

アソシエイト 四宮 雄紀
☎ 03-5220-1884
✉ yuki.shimiya@mhm-global.com

アソシエイト 湯浅 哲
☎ 03-6266-8554
✉ tetsu-yuasa@mhm-global.com

アソシエイト 紫垣 遼介
☎ 03-5293-4861
✉ ryosuke.shigaki@mhm-global.com

アソシエイト 滝口 浩平
☎ 03-5293-4869
✉ kohei.takiguchi@mhm-global.com

アソシエイト 小林 花梨
☎ 03-5293-4857
✉ karin.kobayashi@mhm-global.com

15. 国際訴訟・仲裁：ロンドン国際仲裁裁判所（LCIA）が仲裁規則の改正を公表

2020年8月11日、ロンドン国際仲裁裁判所（LCIA）が、2014年以来、6年ぶりとなる仲裁規則の改正を公表しました。新型コロナウイルスの感染拡大による各国の海外渡航制限や感染防止策の影響を受けて、多くの仲裁手続において、オンラインによるヒアリング（virtual hearing）の実施や電子メール等による仲裁廷とのコミュニケーションが増加していますが、今般の改正は、こうした最近の状況を考慮したものとなっています。また、より効率的に仲裁手続を進行させるための実務的工夫に関する改正項目も含まれています。主要な改正項目は、以下のとおりです。

➤ オンラインによるヒアリング等の実施を明文化

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、実務上、ビデオ会議・WEB会議による手続実施が増加していますが、改正仲裁規則は、手続会合（procedural conference）やヒアリングをこうした方法で実施できることを明文化しました。

Client Alert

- 電磁的方法によるコミュニケーションが原則に
改正仲裁規則では、主張書面・証拠の提出や仲裁廷とのコミュニケーションは、電子メール又は LCIA が運営する提出システムを含むその他の電磁的方法により行うことを原則とする旨が明確化されました。電磁的方法によらずに、紙の文書を提出する場合は、LCIA の事務局又は仲裁廷による許可が必要となります。
- 仲裁廷による仲裁指揮権限の明確化
現行の仲裁規則（2014 年改正）においては、仲裁廷はその義務を履行するために広い裁量権限を有するとされていますが、改正仲裁規則は、この裁量権限には、主張書面の内容・長さ・回数等を制限すること、書面や口頭の証言による証拠方法を制限すること、効率化のためにテクノロジーを活用すること、ヒアリングを実施せずに結論を出すこと、請求・答弁・反訴等について仲裁廷が仲裁権限を有しないことや主張に理由がないことが明白である場合に仲裁手続の早い段階でその旨の命令や仲裁判断を出すことができること等も含まれることが明確化されました。いずれも、より効率的かつ迅速に仲裁手続を進行させるための実務的工夫に関する改正項目であると言えます。

その他には、主に多数当事者が関係する紛争において関連する複数の仲裁が申し立てられた場合に、これらを併合審理する場合や同じ仲裁廷が同時審理する場合の規定が整備されたほか、個人情報の保護・セキュリティ、汚職防止・マネーロンダリングその他の法令遵守に関する規定等も追加され、仲裁人の報酬に関する規定も一部変更されました。

本改正は、2020 年 10 月 1 日から施行され、それ以降に申立てがなされる仲裁に適用されることになっています。

弁護士 大野 志保
☎ 03-6266-8539
✉ shiho.ono@mhmjapan.com

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『Governance & Succession - Philippines and Japan』
- 開催日時 2020 年 9 月 9 日（水）17:00～
- 講師 大石 篤史
- 主催 Monetary Authority of Singapore, PJS Law, 森・濱田松本法律事務所, McCarthy Denning, etc.

Client Alert

- セミナー 『改正金商法におけるセキュリティトークン及び STO 規制の全体像』
開催日時 2020年9月10日(木) 9:30~11:30
講師 増田 雅史
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『エネルギー事業におけるコンプライアンス—不正・不祥事を未然に防ぐ方法、また発覚した場合の対応方法—「渡す」・「貰う」が招く問題点も踏まえて詳説』
開催日時 2020年9月17日(木) 14:00~16:00
講師 木山 二郎
主催 株式会社 新社会システム総合研究所

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『共同研究開発の進め方、契約のポイント』(2020年7月刊)
出版社 株式会社技術情報協会
著者 喜多野 恭夫

- 本 『受益権複層化信託の法務と税務』(2020年8月刊)
出版社 株式会社日本法令
著者 小山 浩(共著)

- 本 『情報コンテンツ利用の法務』(2020年8月刊)
出版社 株式会社 青林書院
著者 齋藤 浩貴、上村 哲史(編著)、佐々木 奏、田中 浩之、桑原 秀明、
嶋村 直登、呂 佳叡、平田 憲人、渡邊 峻(著)

- 本 『The International Libel and Privacy Handbook, 2020-2021 Edition』
(2020年8月刊)
出版社 LexisNexis
著者 岡田 淳(共著)

- 論文 「令和元年改正会社法の実務対応(8・完) その他の改正が実務に与える影響」
掲載誌 旬刊商事法務 2237号
著者 内田 修平、邊 英基(共著)

Client Alert

- 論文 「「外商投資参入特別管理措置（2020年版）」及び「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（2020年版）」
掲載誌 国際商事法務 Vol.48 No.8
著者 森 規光、福島 翔平（共著）
- 論文 「米国の新たな垂直型企業結合ガイドラインの概要と実務への影響」
掲載誌 商事法務ポータル SH3247
著者 高宮 雄介
- 論文 「LIBOR 参照社債におけるフォールバック条項の導入に関する法的論点」
掲載誌 NBL No.1174
著者 佐藤 正謙、青山 大樹、森 勇貴
- 論文 「暗号資産取引、STO とその不正」
掲載誌 金融法務事情 No.2144
著者 宮田 俊、石橋 誠之（共著）
- 論文 「ストック・オプションを社外専門家に付与する際の留意点」
掲載誌 ビジネス法務 2020年10月号
著者 大石 篤史、緒方 航
- 論文 「企業法務最前線 2020年個人情報保護法改正」
掲載誌 月刊監査役 No.713
著者 田中 浩之
- 論文 「[会社法務] デジタルプラットフォームに対する透明化法・独禁法による規律の要点」
掲載誌 企業会計 Vol.72 No.9
著者 高宮 雄介
- 論文 「新型コロナウイルス感染症下における電子契約の最新動向」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.32 No.9
著者 佐々木 奏
- 論文 「第201回通常国会で成立した主な法律と実務への影響」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1586
著者 香川 絢奈

Client Alert

- 論文 「東南アジアにおける企業買収・出資」
掲載誌 会社法務 A2Z 2020 年 9 月号
著者 石田 渉

- 論文 「航空法改正（ドローンの登録制度導入等）とレベル 4 実現に向けた制度設計の基本方針とは」
掲載誌 日経 Robotics 2020 年 9 月号
著者 林 浩美

- 論文 「税理士のための合同会社の実務 第 6 回 業務執行・機関」
掲載誌 税務弘報 Vol.68 No.9
著者 安部 慶彦

- 論文 「医療法人における事業承継（上）」
掲載誌 税経通信 Vol.75 No.10
著者 小山 浩、間所 光洋、原田 昂、鷹尾 征哉（共著）

- 論文 「金融機関と人材紹介業務」
掲載誌 金融・商事判例 No.1597
著者 松井 秀樹

- 論文 「M&A における法務デューデリジェンス」
掲載誌 法律のひろば 第 73 巻第 8 号
著者 塩田 尚也

- 論文 「弁護士が精選！重要労働判例一第 248 回 東芝総合人材開発（業務命令違反を理由とする普通解雇の有効性）事件」
掲載誌 WEB 労政時報
著者 渡邊 悠介

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Alternative Energy & Power 2020 - Japan Trends and Developments」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Alternative Energy & Power 2020
著者 小林 卓泰、岡谷 茂樹、村上 祐亮（共著）

- 論文 「Mondaq Comparative Guides Cybersecurity - Japan Chapter」
掲載誌 Mondaq Comparative Guides Cybersecurity
著者 田中 浩之、嶋村 直登、蔦 大輔

Client Alert

- 論文 「Current perspectives and development of Islamic Finance in Japan」
 掲載誌 Islamic Finance news Volume 17 Issue 31
 著者 石川 直樹
- 論文 「Impact of Financial Service Intermediary Act on insurers」
 掲載誌 International Law Office
 著者 増島 雅和、吉田 和央、溝端 悠太
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Private Wealth 2020
 - Japan Chapter」
 掲載誌 Chambers Global Practice Guides Private Wealth 2020
 著者 大石 篤史、酒井 真
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: International Arbitration
 2020 - Japan Chapter」
 掲載誌 International Comparative Legal Guide to: International Arbitration
 2020 17th Edition
 著者 金丸 祐子、辰野 嘉則（共著）

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- [Financial Times 誌による Asia Pacific Innovative Lawyers Awards](#) において
[ショートリストに選出され、そのなかでも高い評価を得ました](#)
 Financial Times 誌は、2020年8月7日に、7年目となる Asia-Pacific Innovative
 Lawyers Report を発表し、当事務所は The Responsible Law Firms category に
 おいて、ショートリストに選出された事務所のなかでも高い評価を得ました。The
 Financial Times は、同性婚の法制化が日本にもたらす経済的利益に関する在日米
 国商工会議所（ACCJ）の意見書に賛同した MHM の取り組みを高く評価しまし
 た。結婚の平等について公的に賛同したのは、MHM が日系法律事務所としては
 第一号でした。
 この結果は8月6日のオンラインでのアワードイベントで発表され、その模様は
[こちら](#)で配信されています。（視聴するには無料の登録・ログインが必要です。）
 また、レポートは8月7日に公開され、[こちら](#)から閲覧することができます。The
 Responsible Law Firms category は、イベントの記録映像で最初に取り上げられ
 ているカテゴリであり、当事務所の竹野 康造弁護士が映像内にコメントを寄
 せています。
- [齋藤 浩貴 弁護士が経済産業省令和2年度産業技術調査事業「委託研究開発にお
 ける特許権等に係るライセンスの在り方に関する調査研究」委員会委員に就](#)

Client Alert

任しました

- 増田 雅史 弁護士が虎ノ門ヒルズインキュベーションセンター「ARCH」のメンターに就任しました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com